

資料 2-2 金谷防災センター改修方針

- ・ の範囲の内装と設備を改修対象範囲とする。
 (要求水準書 第2章 第3節 9. 外構等における景観上の配慮に伴う改修については、別途提案も可能)
- ・ 配置する機能は以下の表 1 の中から選定し、使い勝手や動線等、新設部分との関係性を考慮すること。
- ・ 現況のトイレや湯沸し等は、事業期間中利用できるものとする。
- ・ 機能を配置するに当たり必要となる設備は、引込みを含めて新規で設置する前提で考えること。

表 1 配置することのできる機能

施設区分	室名
市役所支所	書庫 兼 倉庫・厚生室・嘱託厚生室・職員更衣室 (男女)
管理事務所	管理事務所
外構等	防災倉庫

